

国土緑化運動・育樹運動標語福島県審査要領

1 目 的

国土緑化運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・育成の助長並びに一般国民の緑化思想の高揚を図るため、公益社団法人国土緑化推進機構が募集している緑化に関するポスター等に使用する標語について、本県から優秀作品を推薦するため、県内で公募した作品を審査する。

2 審査委員会

(1) 審査委員会は下記の団体が推薦する者をもって構成する。

福島県教育庁 義務教育課

福島県農林水産部 森林保全課

公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会

(2) 審査委員会の事務は公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会が行う。

3 審査方法

(1) 応募作品は、国土緑化運動・育樹運動標語に区分せず審査する。

(2) 予備審査

①応募作品を学校・学年別に整理し、各委員に事前に送付する。

②各委員は応募作品の中から10点を選出し、事務局が定めた期日まで報告する。

(3) 本審査

①予備審査で選出された作品の中から本県の優秀作品（10点以内）を選定する。

②優秀作品を本県の代表作品として、公益社団法人国土緑化推進機構の標語募集に推薦する。

(4) 書面審査

応募件数が100点に満たない場合は、書面審査にて審査を行う。

①応募作品を学校・学年別に整理し、各委員に送付する。

②各委員は応募作品の中から10点を選出、採点し、事務局が定めた期日まで報告する。

③各委員が選出した作品10点の票数や採点を集計し、本県の優秀作品（10点以内）を選定する。

④優秀作品を本県の代表作品として、公益社団法人国土緑化推進機構の標語募集に推薦する。

附 則

この要領は、平成24年度から適用する。

この要領は、平成30年度から適用する。